

公民館のイベント情報

●学びスクール  
「気軽に楽しむ自分史づくり」  
～自分らしく生きる未来のために～  
未来につながる自分史づくりの「はじめの一步」となる表の3作品を作成。  
時表の各水曜日10時～12時(全3回)  
場 南部ふれあい会館 市内在住・在勤で16歳以上の方 定員12人(申込順) 時 写真費200円 申 1月6日10時から、講座名、氏名、住所、電話番号を中央公民館 ☎77-8181、FAX 79-0141か MAIL kouza@ayase-manavi.net

月日	内容
2/3	人生の起伏を「人生シート」にしてみよう
2/10	思い出の写真を使って「1枚の自分史」を作ろう
2/24	懐かしい場所の「地図」を描いてみよう

小・中学校会計年度任用職員と学習支援者の登録

▶職種▶**介助員** 特別支援学級の児童生徒の介助など▶**看護介助員** 同級生の児童生徒の医療的ケアなど▶**学習支援者** 通常の学級の教育上配慮を必要とする児童生徒の個別指導

など▶**時・時給** 表のとおり▶**場** 市内小・中学校▶**申** 市販の履歴書(要写真・看護介助員は看護師免許状の写し)に記入し、〒252-1192市役所教育指導課(☎70-5660)へ郵送か直接

職種	時	時給
介助員	1日5時間程度で週2～5日	1065円
看護介助員	1日6時間程度で週2～5日	1805円
学習支援者	1日4～6時間程度で週3～5日	1200円

計画に関する意見募集(パブリックコメント手続き)

▶**内容**①綾瀬市障がい者福祉計画(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を含む)(案)②綾瀬市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)への意見▶**期間** 1月4日(月)～2月3日(水)▶**閲覧・配布場所** 行政資料コーナー、情報公開コーナー、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、保健福祉プラザ、綾北福祉会館、障がい福祉課(①のみ)、高齢介護課(②のみ)、もみの木園(①のみ)、障害者自立支援センターばらの里(深谷南)・希望の家(寺尾南)(①のみ)、高齢者福祉会館(②のみ)のほか、市ホームページにも掲載▶**対** 市内在住・在勤・在学の方、事務所などの所有者、納税義務者▶**提出方法** 氏名、住所、意見などを明記し、2月3日(消印有効)までに①は〒252-1192市役所障がい福祉課(☎70-5623)へ郵送、FAX 70-5702、MAIL wm.705623@city.ayase.kanagawa.jpか直接、②は〒252-1192市役所高齢介護課(☎70-5616)へ郵送、FAX 70-5702、MAIL wm.705616@city.ayase.kanagawa.jpか直接

「広報あやせ」有料広告  
▶**掲載号** 6月～来年5月の毎月1・15日号▶**規格**(縦×横:単位cm)・**1回の掲載料**△(6.5×19.5)・4万円□(6.5×9.5)・2万円◇(6.5×19.5)・3万3000円◎(6.5×9.5)・1万6500円▶**色数**▷△□◇ 4色(1日号)▷◇◎ 2色(15日号)▶**配布対象** 市内の全世帯・事業所など▶**申** 1月15日9時から、希望掲載号を秘書広報課 ☎70-5606か直接(申込順、来庁者優先)。申し込み後、同課にある申込書に記入し、広告掲載データを添えて〒252-1192市役所秘書広報課へ郵送、MAIL wm.705606@city.ayase.kanagawa.jpか直接



市が宝くじ助成で住民参加型移動支援貸出用車両を購入

2月曜日(1月は12日) 市民課 ☎70-5605

宝くじの社会貢献  
広報事業として、(一財)自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」の助成金で、市が住民参加型移動支援貸出用車両を購入しました。地域での移動支援に活用してください。 福祉総務課 ☎70-5613

宝くじの社会貢献  
広報事業として、(一財)自治総合センターが実施している「コミュニティ助成事業」の助成金で、市が住民参加型移動支援貸出用車両を購入しました。地域での移動支援に活用してください。 福祉総務課 ☎70-5613



お知らせ

人権擁護委員に落合あい子氏が再任  
落合あい子氏が人権擁護委員に再任されました。任期は2年間です。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された身近な地域の相談相手です。差別や嫌がらせなどで困ったら一人で悩まず気軽に相談してください。▶**委員**▷小川早苗氏▷落合あい子氏(再任)▷栗原博之氏▷和田美奈子氏▷池田雄一氏▷古塩佳子氏▶**人権擁護委員による人権身上相談** 毎月第

あなたの心に残っている「思い出の味」は?



料理の一皿には、取り巻く環境や人々とのつながりの記憶が凝縮されています。綾瀬市食生活改善推進協議会が作成した「エピソード付きのレシピ集」から、会員の「思い出の味」を紹介します。

春の訪れも待ち遠しく感じられます。春野菜をふんだんに使った彩り鮮やかなメニューを紹介します。

《春の野菜寄せ》(材料 テリーヌ型1個分)キャベツ(大きい葉のもの)150g・ジャガイモ150g・ニンジン90g・アスパラガス60g・菜の花90g  
エネルギー77kcal、塩分相当量1.3g ④(コンソメ顆粒6g・水150ml・塩小さじ1/2・ゼラチン10g)

- ①キャベツは軸を取り、ゆでる。ジャガイモ・ニンジンは1cm幅の棒切りにする。菜の花は花の部分のみを摘み取る。アスパラガスは硬い部分を切り落とし、筋を取り除く
- ②鍋に④を入れ、硬い野菜から順に入れ、蒸し煮にし、パットに取り出し冷ます
- ③野菜の煮汁に水を加えて200mlにし、ゼラチンを溶かす
- ④テリーヌ型にラップを敷き、キャベツを広げ、②の野菜を出来上がりの色彩を考慮して詰め、③の液を全体にいきわたるようにかけ、キャベツでふたをし、ラップで包み軽く重しをして冷蔵庫で冷やす
- ⑤型から取り出して切り分け、好みのソースを添える

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭で調理を楽しむ時間が増えました。今だからこそ自宅で楽しく、さまざまな記憶に思いをはせながら食を通じた健康づくりに取り組みましょう。

健康づくり推進課 ☎77-1133

一部の介護サービス利用料 医療費控除の対象です

訪問看護など一部の介護サービスの利用者負担分は、医療費控除の対象です。サービス事業者が発行する領収証を確定申告する際に添付してください。控除の対象となるものについては、領収証に対象となる旨の記載があります。

そのほか、要件を満たす方については、控除に必要な次の書類を交付します。



①介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)

要介護認定を受けた際の主治医意見書で、寝たきり状態か尿失禁が発生する可能性が確認でき、おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)」を交付します。

②要介護認定者における障害者控除対象者認定書

要介護認定を受け、一定の要件を満たす方は、障害者控除を受けられます。控除に必要な「要介護認定者における障害者控除対象者認定書」を交付します。  
①②の書類が必要な方は、高齢介護課に申請してください。  
同課 ☎70-5636

確定申告の医療費控除 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方の医療費通知を送付します

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方の医療費通知(医療費のお知らせ)を2回に分けて送付します。同通知は、令和2年分の確定申告で、医療費控除の資料として使用できます。▶**発送**▷**国民健康保険の加入者** 1月上旬ごろ(令和2年1月～10月診療分)と3月上旬ごろ(令和2年11月・12月診療分)▷**後期高齢者医療**

**保険の加入者** 2月中旬ごろ(令和2年1月～11月診療分)と3月中旬ごろ(令和2年12月診療分)  
2回目の送付分については、いずれも3月の送付になりますので、確定申告期間内に届かない場合があります。届かない場合は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告書に添付してください。

亡くなった方には送付されないため、相続人からの申請が必要です。  
国民健康保険の加入者は市保険年金課、後期高齢者医療保険の加入者は同課か県後期高齢者医療広域連合へ連絡してください。  
同課 ☎70-5617、同広域連合 ☎045-440-6700(代表)

